

# 平田地区自主防災指針



(梅ヶ丘上南道路より東を望む)

- ・平成20年 9月作成
- ・平成21年 3月改訂
- ・平成23年 10月改訂
- ・平成25年 6月改訂

「平田地区自主防災組織」の該当地域は  
平田地区全域及び南岩国1丁目一部地域と2丁目全域とする。

# 1. 計画策定の趣旨

災害による被害を最小限にとどめる為には、市・県及び防災関係機関による各種災害対策の推進と同時に、我々地域住民一人一人が自らの生命と財産を自分で守る心構えと行動が必要である。

従って、「自らの身の安全は自らが守る」を基本理念とし、災害に対する意識と行動を明確化する為に「平田地区自主防災指針」を策定した。

我々地域住民は、平常時より災害に対する備えを心掛け、発災時には自分の身の安全を守るよう行動し、地域全体で助け合う仕組みを構築する。

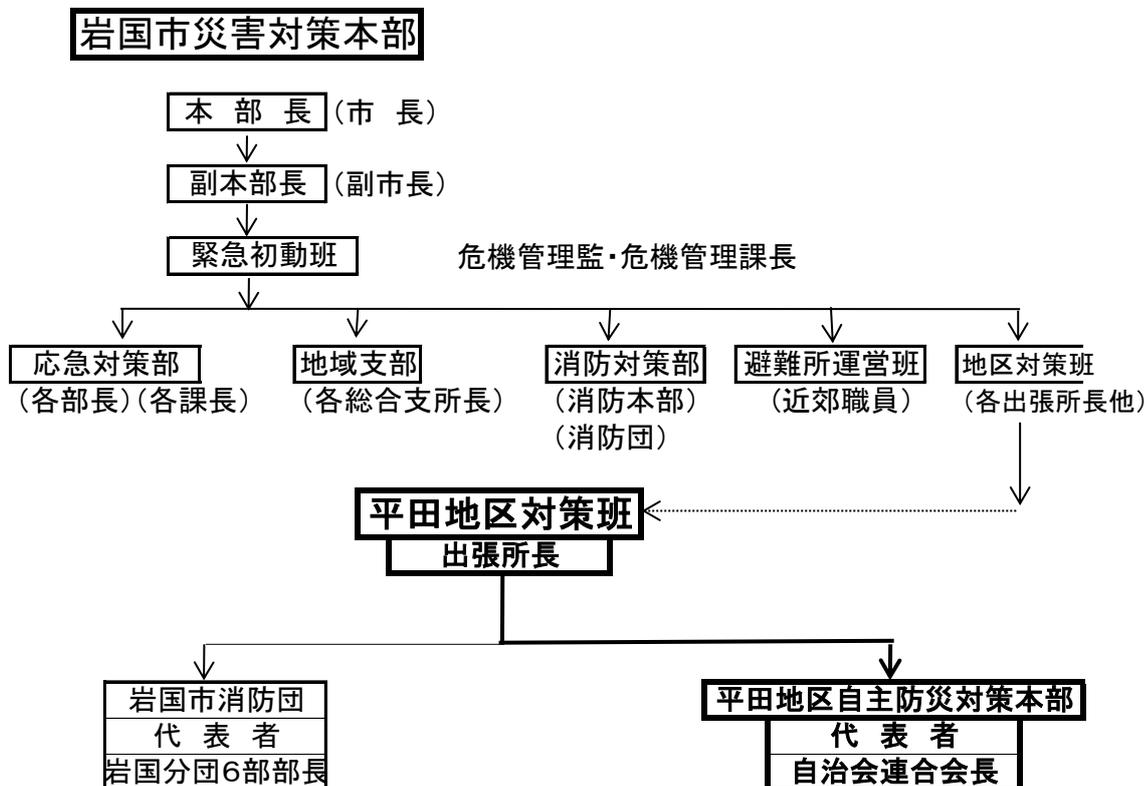
# 2. 岩国市地域防災計画との整合性

岩国市地域防災計画(平成16年 3月策定)において、自主防災組織の役割は、概ね次のとおりである。

- 避難勧告や指示などの災害関連情報の伝達協力。
- 初期消火や応急救護・避難、災害弱者の安全確保等。
- 自主的な活動として避難所の運営等。
  - ・ 避難所の管理責任者は、当該施設の職員又は市長が指名しますが、連絡員は避難者の中から選任される。

\*市は早期避難所開設と同時に担当職員を派遣する。

## 岩国市災害対策本部と平田地区自主防災組織の組織機構図



### 3. 平田地区自主防災計画

一般に、災害時においては、その災害の種類に関わらず、時間の経過とともに、活動の特長が変化する。

これらの段階に拘わらず、平田地区自主防災組織において果たすべき基本的な役割を整理し明確化する。

#### (1) 平田地区自主防災対策本部の設置

岩国市の災害対策本部の設置は、市の地域全部又は一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等に設置される。

そこで、当防災組織は、震度 5弱以上の地震発生時や災害が発生するおそれがある場合など、状況に応じて本部長が対策本部の設置を決定することが有る。

##### ① 設置場所

原則として、平田出張所とする。 但し、災害や被災の状況に応じて変更も有り得る。  
(この場合は別途連絡網に従って周知徹底する。)

##### ② 対策本部員の招集、編成

###### (A) 平田地区全域が被災した場合

- (a) 各戸(個)において、第一に我が身の安全を確保する。
- (b) 各戸で状況を把握後、各戸、各自治会内で対応をとる。(被災者の救助及び被害の軽減)
- (c) 平田地区自主防災組織各班長以上は、可能な範囲で平田地区自主防災対策本部に出動する
- (d) 出動班長以上で組織を編成する。

###### (B) 平田地区一部地域が被災した場合

- (a) 被災した地域各戸(個)においては、第一に我が身の安全を確保する。
- (b) 被災した地域自治会は、各戸の状況を把握後、当該自治会内で対応をとる。
- (c) 被災を免れた近隣自治会は、必要に応じ応援活動を行う。(被災者の救助及び被害の軽減)
- (d) 被災を免れた上記以外の自治会にあっては、平田地区自主防災組織に協力する。
- (e) 平田地区自主防災組織各班長は、当該自治会に留まり当該部長の指示に従う。

\* 上記(A)(B)で平田地区自主防災組織各班長が行動不可能な場合は、可能な範囲で副本部長がその職務を兼任、代行する。

###### (C) 災害に際し炊き出し等が必要になった場合、「平田婦人会」及び「山中団地婦人会」に 対策本部長より応援を依頼する。

※炊き出しについては、各婦人会の要領による。

##### ③ 対策本部の組織と基本的な役割

本部長	・ 組織を代表し、活動の指示・総括を行う。 ・ 他の関係機関への要請を行う。
副本部長	・ 本部長を補佐し、本部長に事故等ある時はその職務を代行する。
自治会連合会幹事	
情報部長	・ 地区内の情報伝達状況を調整・把握し総括する。
機動部長	・ 地区内の避難・誘導活動を調整・把握し総括する。 ・ 地区内の救出・救護活動を調整・把握し総括する。
情報班長 (防災委員)	・ 担当地域内の被災状況等を把握、情報部長に報告する。 ・ 担当地域内の情報伝達状況を調整・把握し情報部長に報告する。 ・ その他情報部長が指示した事項。
機動班長 (防災委員)	・ 担当地域内の状況を把握し、必要に応じ現地に人員を派遣する。 ・ 市の避難誘導員、救出・救護班が派遣された場合は、それに協力する。 ・ 避難場所への誘導、初期消火や応急救護など救出・救護を行う。 ・ 避難後、避難所に連絡員として留り、対策本部と連携。 ・ その他機動部長が指示した事項。
平田地区危機監理管	・ 地域内の情報を把握し、各部長に連絡指示、都度本部長へ報告する。

#### (2) 各単位自治会の役割

各単位自治会長は、自治会内の状況が把握でき、可能であれば平田地区自主防災組織に必要な人員を派遣する。

##### ① 各単位自治会で整備する事項。

- (a) 自治会内の連絡網。
- (b) 災害弱者の把握。→ 平田地区社会福祉協議会の民生児童委員、福祉委員と連携する。
- (c) 災害危険ヶ所の把握。(岩国市高齢障害課と密接な連絡をとる。)

- ② 平田地区自主防災組織に派遣する人員。 → (a)(b)(c)の選任に当たっては、  
在住拠点が平田地区内の会員が望ましい。
- (a) 防災委員(各班長) → 当該自治会に留まり担当班の情報収集に努め、  
(該当自治会) 必要に応じ本部に報告する。)
- (b) 情報班員(各自治会×1名)(班長選出自治会にあつては班長が兼任する事を妨げない。)  
・当該自治会に留まり情報収集を行い、必要に応じ情報班長に報告する。
- (c) 機動班員(各自治会×2名)(班長選出自治会にあつては班長が1名分を兼任可能。)  
・当該自治会に留まり必要に応じ機動班長の指示により行動する。  
・被災状況により増員も有り得る。
- ③ 当該組織の構成員
- (a) 平田出張所行政区域にある全世帯をもって構成する。又事業所等も含むものとする。  
(平田地区全域及び南岩国 1丁目の一部と 2丁目全域)
- ④ 情報伝達・報告等の流れ  
・情報部、機動部共平田地区自主防災組織連絡網(別紙)による。

### (3) 避難場所

震災に際しては、公園・神社・寺院の境内等(一次避難場所)に自主避難し、  
危険性がなくなっても帰宅できない場合は、市の指定した避難所(二次避難場所)に避難する。  
避難場所は、地区を限定するものではないので、緊急時には最寄りの施設に避難する。  
又災害時に全ての避難所が開設される訳ではなく、災害の種類・規模に応じて開設する  
場所は変わる。

- ① 自主避難場所(二次避難場所)  
具体的な自治会別の避難先は平田地区自主防災組織 班長担当自治会輪番表(別紙)を参照。

(4)

① 避難勧告及び避難指示等の情報伝達と避難

情報伝達系統

市災害対策本部からの避難勧告及び避難指示等の情報は、平田地区自主防災対策本部 → 情報部 → 情報班 → 各自治会長 → 各自治会班員に伝達される。

但し、市災害対策本部が避難勧告等を行う前に、平田川の水位が異常に上昇した場合、又は潮位等を検討し、平田地区自主防災対策本部が避難勧告等を行う場合も有る。

②

平田川の水位管理 → 平和ヶ丘入口橋(仮称)(平和ヶ丘入口)西側橋脚で管理

\* 水位計 ≥ 2.0m で警戒水位として下記系統で連絡する。

連絡系統 = 平和ヶ丘自治会 → 平和ヶ丘自治会長 → 対策本部



(平田川 → 平和ヶ丘入口橋 水位計)

③ サイレン吹鳴 → 情報班の伝達に加え、市が発令する避難勧告・指示を地域の消防団召集サイレンの吹鳴によっても伝達される。

(吹鳴)	(休止)	(吹鳴)	(休止)	(吹鳴)	(休止)	= 1 セット 約 1 分
(5秒)	(15秒)	(5秒)	(15秒)	(5秒)	(15秒)	

- ・ 避難勧告 上記 1セット(約 1分)の吹鳴を 5セット(約 5分)吹鳴
- ・ 避難指示 上記 1セット(約 1分)の吹鳴を10セット(約10分)吹鳴

避難は、原則として自治会・世帯単位で、会員が協力し合い安全に行う。  
状況によっては機動班の指示に従って行動する。

④ 避難時の携行品

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| 1. リュックサック   | 11. マグカップ                 |
| 2. ウィンドブレーカー | 12. ペン・ノート                |
| 3. 携帯ラジオ     | 13. 救急セット                 |
| 4. 多機能ナイフ    | 14. 裁縫セット                 |
| 5. 懐中電灯      | 15. タオル                   |
| 6. サランラップ    | 16. ゴミ袋                   |
| 7. 軍手        | 17. その他貴重品・水・食料・携帯電話等々・・・ |
| 8. ゴム手袋      |                           |
| 9. ポリ袋       |                           |
| 10. 浴用セッケン   |                           |

\*これらの携行品は、常日頃から各世帯で備えておくことが重要で有る。

- ⑤ 災害弱者の避難支援  
見直し検討中。

(5)

避難所の運営

市が設置した避難所に連絡員を 1～ 2名配置する。(各避難所情報伝達責任者が兼務)  
避難所の運営については、自主的な活動として、避難者の状況確認や水、食糧、生活必需品等の受払や配分等を行う。

又、災害ボランティアセンターとの連絡・調整等を行うなど、市や関係機関に対し連携し避難所の運営を行う。

(6)

被災時の復旧・復興

被災時の復旧・復興においては、その災害の種類や規模に応じて防災組織を柔軟に再編成し対応する。

## 6. 自主防災活動の推進

(1) 防災情報の入手

インターネットが活用できる人は、岩国市近郷の防災情報を入手し事前に準備可能な事は実施しておいた方がよい。

山口県土木防災情報システム → <http://y-bousai.pref.yamaguchi.jp>

山口県土砂災害警報情報 → <http://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/dosya/YD-0000-P.aspx>

岩国市防災メール → 登録・お問い合わせは 岩国市役所

危機管理課まで 0827-29-5119

(2)

防災活動

防災活動は、毎年度計画的に次のとおり行う。

活動月	活動内容
4～5月	・ 組織の再編成と連絡網の整備 ・ 機材等の確認、災害弱者の把握など
6月	・ 自主防災会議の開催
11月	・ 避難訓練等の防災訓練
3月	・ 活動の反省と次年度計画の策定

災害弱者の把握

当分の間、災害弱者は、避難時に支援を必要とする者とする。(各自治会単位で把握する)したがって、災害弱者の把握活動で知り得た個人情報については、規約(第15条)に基づき、保護を図り、自主防災活動以外には使用しない。